

イスラームにおける婚姻制度の諸相

—— スンナ派のミスヤール婚, ウルフィー婚とシーア派の一時婚 (ムトア婚) ——

青 柳 か お る

はじめに

筆者は従来、スーフイズムや哲学などの古典イスラーム思想史を研究してきたが、ガザリー (Abū Ḥāmid al-Ghazālī, 1111年没)¹の代表作『宗教諸学の再興 (*Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn*)』所収の「婚姻作法の書 (*Kitāb Ādāb al-Nikāḥ*)」²を翻訳、解説したことをきっかけに (青柳 2003), 避妊や中絶の可否といった生命倫理の問題に取り組むようになった。その後, さまざまな生命倫理の諸問題を取り上げてきたが, 生殖補助医療の問題について調査しているうちに, 代理出産や第三者の配偶子を用いる体外受精について, スンナ派とシーア派で大きな違いが見られるという見通しを得た。違いが生じる大きな理由は, シーア派はスンナ派よりも法学者の解釈 (*ijtihād* イジュティハード) の自由が許されていることと, シーア派には一時婚 (*mut'ah* ムトア, ムトア婚) という特殊な婚姻制度が存在することであった³。

一時婚とは, 婚姻期間 (数日, 数年など) と婚資を条件とする婚姻契約であり, スンナ派では認められていない。この制度により, 妻が不妊の場合, 夫婦間の体外受精しか認められないとしても, 夫の精子と一時婚の妻の卵子による受精卵を体外受精によって作り, 終生婚の妻の子宮に戻すことが可能になる。また夫の精子を一時婚の妻に人工授精することにより, その女性が代理懐胎す

¹ ガザリーは, イスラーム中興の祖と言われる傑出したスーフイー (イスラーム神秘主義者) であり, 神学者, 法学者である。ガザリーについては詳しくは, 青柳 2014参照。

² *Iḥyā'*, Vol. 2, 34-95. この書の翻訳と解説は, 青柳 2003参照。

³ 一時婚の賛否をめぐるスンナ派とシーア派の論争は, 古典時代から現代まで続いており平行線をたどっているが, その詳細な議論については稿を改めたい。一時婚については, Murata 1987およびHaeri 2014参照。

ることが可能になるという。もちろん、このような体外受精や代理出産の解釈は、すべてのシーア派の法学者が認めているわけではない。しかし、スンナ派の法学者は第三者提供の配偶子や代理母に反対であることを考えると、本来は第三者である女性の卵子との体外受精や、本来の妻以外の女性による代理出産が認められるか否かは、スンナ派とシーア派の生殖補助医療において大きな相違点を成しているといえよう（青柳 2016）。

このように筆者は、生殖補助医療に関するスンナ派とシーア派の見解の比較を行う一方、イスラームの特殊な婚姻制度に強い関心を持った。スンナ派において、シーア派の一時婚と類似した性質をもつ婚姻制度があるとするれば、将来、スンナ派の生殖補助医療の議論に影響を与える可能性がある。よってスンナ派も含めて、イスラームの婚姻制度の議論をもう一度見直す必要があるのではないだろうか。実はスンナ派の婚姻制度においても、シーア派の一時婚とは異なるものの、ミスヤール（*misyār*）婚とウルフィー（*‘urft*）婚という特殊な形態があることはあまり広く知られていない。本稿では、スンナ派とシーア派双方に共通するイスラームの婚姻契約について述べた後、スンナ派のミスヤール婚とウルフィー婚、そしてシーア派の一時婚について明らかにし、比較を行いたい。さらにファトワー（法的回答）やネットニュースなどを利用して、それらの特殊な婚姻制度をめぐる現代のウラマー（イスラーム法学者）や女性の見解を取り上げたい。

第一章 イスラームの婚姻制度

まずイスラームの一般的な婚姻制度を概観するために、ガザリーの「婚姻作法の書」の第二章「守られるべき女性の契約の状態と、契約の条件について」より、婚姻契約の箇所を引用したい⁴。ここで述べる婚姻契約はスンナ派ウラマーの著書からの引用となるが、シーア派においても共通する。ただしシーア

⁴ 「婚姻作法の書」第二章では、ガザリーは婚姻契約の他に十九の婚姻障害を列挙したり、どのような女性と結婚することが望ましいかを論じている。より詳細なイスラームの婚姻契約の説明については、柳橋 2001参照。

派は後述するように、終生婚のほかには一時婚を認めているのである。

婚姻契約を締結、解消するための根本的要件と条件は四つである。1) 後見人 (wali ワリー)⁵の許可、もし不在なら、裁判官の許可。2) 父親と祖父以外の者によって結婚させられる女性の場合はその同意。3) 公正な二人の証人。4) 「婚姻」もしくは「結婚させる」というような言葉による申出とそれに続けて行われる承諾。

婚姻の作法について言うと、後見人に対して伝えられる求婚が先行しなければならない。それは女性のイッダ (‘iddah 待婚期間) 中ではいけない。もし彼女がイッダに服しているなら、それが終わった後でなくてはいけない。また他の男性がすでに求婚してはいけない。求婚された人に求婚することは禁止されているからである。婚姻の作法において、求婚は婚姻に先行する。そして神を称える言葉と、承認と承諾を合わせる。女性を結婚させる者は「神に称賛あれ、神の使徒に祝福あれ、私はあなたを私の娘某と結婚させる」と言う。そして夫は「神に称賛あれ、神の使徒に祝福あれ、私は彼女との婚姻を、この婚資 (ṣadaq サダーク) において承諾する」と言う。婚資は決められた額で、少なくしておきなさい。求婚の前の、神を称える言葉も望ましい。婚姻の作法において、夫のことは妻の耳に入れておくべきである。そのため、婚姻の前に彼女を見るのが好ましい。それは二人の間を協調させるためにより適切だからである。

婚姻の作法において、婚姻の正当性の基盤となる二人の証人の他に、正しい人々の集団が出席していなければならない。婚姻の作法において、婚姻の目的が、スンナ (ムハンマドの慣行・範例) を実践すること、ほかの女性を見ることを避けること、子供を求めることなどの利点でなければならない。婚姻の目的は単なる快樂ではいけない。それはその (婚姻の) 行為を現世的な行為にする。しかし、このこと (快樂) は、(スンナの実践など) これらの意図が入ることを妨げない。真理の多くは、快樂と一致する。それぞれの人が、魂の楽しみと、宗教の真理によって同時に動機付けられることは不可能ではないのである

⁵ 花嫁の父親、兄弟、叔父など男性親族を指す。

(*Ihya'*, vol. 2, 58-59; 青柳 2003, 76-78)。

以上のようにイスラームの婚姻契約の場では、花嫁の後見人、二人の証人が出席することが必要である。また男性から女性に支払う婚資の額を決めておかなくてはならない。さらに婚姻契約の場に正しい人々の集団が出席することや、結婚の目的がスナナの実践や子どもを得ることなどであって、快樂だけではないことが望ましいとされている。

婚姻契約に続き、ガザーリーは「婚姻作法の書」の第三章「共同生活の規則、婚姻継続中に起こること、夫婦の義務についての考察」において十二の規則について述べている。その中で「第一の規則 披露宴 (*walimah*)」について引用したい。披露宴を行い、結婚を周囲に周知することについて、現代の結婚の議論においても行うべきか否かが論じられることがあるからである。

第一の規則は披露宴である。これは望ましい。アナスは以下のように言った。：アブドゥッラフマーン・イブン・アウフは、神の使徒に「私はなつめやしの種の重さの金で、女性と結婚しました」と言った。彼は「あなたに祝福があるように」と言った。そして羊一頭で披露宴を開いた。「神の使徒はサフィーヤのために、なつめやしとおかゆで披露宴を開いた。」神の使徒は言った。「最初の日の食事は義務である。二日目の食事はスナナである。三日目の食事はよい評判である。聞かせようとする者を、神は聞いてくださる。」さらに夫をお祝いすることが望ましい。新郎のところに来た人は、「神の祝福があなたにありますように。あなたたち二人が繁栄しますように」と言う。アブー・フライラによると、神の使徒はそれを命じた。そして婚姻を知らせることが望ましい。神の使徒は「合法と非合法を分けるものは、タンバリン (をたたくこと) と (人々の) 声である」と言った。神の使徒は言った。「この婚姻を知らせなさい。それをモスクで行いなさい。タンバリンをたたきなさい (*Ihya'*, vol. 2, 67-68; 青柳 2003, 93-94)。」

ムハンマドは、披露宴を行い、タンバリンをたたいたり、人が声を上げることによって、結婚を知らせ、告知することを義務ではないが、望ましいことだとしている。ここで引用されるムハンマドのハディース(ムハンマドの言行録)は、現代においても秘密裏に結婚するのか、公に知らせて結婚するのかという問題に結びつくことになる。

第二章 スンナ派の特殊な婚姻制度

第一節 ミスヤール婚

スンナ派において、上に述べた通常の婚姻契約に基づく婚姻とは異なる婚姻制度が存在する。ミスヤール (misyar) 婚とウルフィー (‘urfi) 婚である⁶。どちらも、イスラーム法における結婚制度の一つで、妻が夫からの扶養される権利を要求しないことや、夫と同居せず、夫が通うことを認めるなど、夫婦の義務と権利の多くを放棄している婚姻制度である。

まず、サウジアラビアでは合法とされるミスヤール婚について、辻上 2014を参照しよう。ミスヤールとは、アラビア語で「行く」あるいは「去る」を意味するサーラ (sāra) の派生語で、「夜をともに過ごさない関係」として理解されている。ミスヤールでは、通常の婚姻契約と同様に、二人の証人、新婦の後見人、婚資などが必要とされることが一般的であるが、夫は妻の扶養義務がなく、妻には夫の遺産相続権はない。このため、男性側は複婚の際にミスヤールを希望することが多い。女性の側は、経済的に自立しているが婚期を逃した女性や、離婚女性、寡婦のほか、第一夫人にはなれない特定の社会的地位、年齢などの女性もまた、ミスヤールを受け入れる傾向があると指摘されている。サウジアラビアの複婚の状況について調査したマイ・ヤマニの調査に協力した女性たちは、シングルで居続けることへの不安、出産願望、家族からの結婚の圧力の回避、恋愛の正当化、寡婦に対する社会的蔑視などをミスヤールの理由として挙げた。結果的に、ヤマニの研究では、ミスヤールの妻や二人目以降の妻は、結婚当初こそ夫との関係を楽しめるが、長期的には第一夫人家族が優先される傾向があることが明らかになった (辻上 2014, 130)。

このように、ミスヤール婚は概して男性に有利で女性には不利な婚姻形態であり、正当化された自由な男女関係としてミスヤール婚を積極的に選ぶ女性もいるが、さまざまな理由により消極的に選ばざるをえない場合もあるのである。次に、ファトワー提供ウェブサイト Islam Question and Answer におけるファト

⁶ どちらも通い婚、事実婚、慣習婚などと言われることもあるが、本稿ではアラビア語をカタカナにした表記にした。

ワー、さらにサウジアラビア⁷のウェブニュースを参照し、ミスヤール婚の実態の一端をみてみよう。「ミスヤール婚——その定義と決まり」には、以下のよう述べられている⁸。

第一に、ミスヤール婚とは、男性が女性とイスラーム法の婚姻契約を結んでいるが、女性がいくつかの権利、すなわち住居、扶養、男性が夜を過ごすといった権利を放棄している婚姻である。この種の婚姻が発生した理由には、以下のようなものがある。

1) 結婚できない独身女性が増えたことである。なぜなら、若い男性が高い婚資や結婚のコストのために結婚をあきらめてしまうからである。また離婚率が高いからである。そのような状況では、(ミスヤール婚をして)二番目、三番目の妻になり、いくつかの権利を放棄する女性も出てくる。

2) 自分の家族の家に留まる必要のある女性もいるからである。彼女が家族を養うただ一人の扶養者であったり、女性に障害があって夫にあまり重荷を負わせたくない場合や、彼女に子どもがいて、夫の家に引っ越すことができないなどの理由によって。

3) 既婚男性が、彼の一番目の妻と子どもに影響を与えることなく、合法的な快楽 (mut'ah) を必要とするために、女性を確保しておきたいと望む場合があるからである。

4) 一番目の妻との関係の悪化を恐れ、妻に隠れて、二番目の妻と結婚したいという男性もいるからである。

5) 男性がある場所に頻繁に出張し、長くそこに留まる場合である。妻とともに過ごすほうが、彼にとっては安心である。

以上が、ミスヤール婚が現れてきた顕著な理由である。

第二に、ウラマーたちはこの種の婚姻の決まりについて意見を異にしている。

⁷ ミスヤール婚はスンナ派のムスリム世界、とくにサウジアラビアとその他の湾岸諸国に広まっている (Doe 2008, 13)。イスラーム世界の経済格差を背景とし、富裕な湾岸諸国の男性が、貧しいエジプトやインドの女性とミスヤール婚をしているという (Doe 2008, 5)。また湾岸諸国からエジプトへの性的ツアーのビジネスも存在するという (Doe 2008, 23)。

⁸ <https://islamqa.info/ar/82390> (アラビア語) <https://islamqa.info/en/82390> (英語) (以下、ウェブサイトはすべて2017年1月4日閲覧)

そしてそれは許容される (ibāḥah) という見解から、それは忌避されるが許容されるといふ見解、さらにそれは禁止される (manʿ) という見解までさまざまである。ここで我々はいくつかの点を指摘しておきたい。

1) これが (それ自体で) 無効 (butlān) だとか、正しくない (‘adam ṣiḥḥah) というウラマーはいない。むしろ彼らがそれを禁止しているのは、それが (事実上一時婚となる場合、) 女性にとって屈辱的なものであり、女性に不利な影響与えることが理由である。またこの婚姻制度が悪意を持った人々に利用され、女性が男友達を夫だと主張するといった社会への影響も理由である。さらに、子どもに父親がいないことによって子どもの成長に影響が出るからである。

2) ①それは許容されると述べた著名なウラマーは、シャイフ・アブドゥル・アズィーズ・イブン・バーズ (Shaykh ‘Abd al-‘Azīz ibn Bāz, 1999年没) とシャイフ・アブドゥル・アズィーズ・アール・シャイフ (Shaykh ‘Abd al-‘Azīz Āl Shaykh, 1943年～) である。②またそれは許容されると述べていたが取り消した著名なウラマーは、シャイフ・イブン・ウサイミン (Shaykh ibn ‘Uthaymīn, 2001年没) である。③それは禁止されると述べた著名なウラマーは、シャイフ・アル=アルバーニー (Shaykh Naṣīr al-Dīn al-Albānī, 1999年没) である⁹。

3) それは許容されると述べた人々は、(シーア派の) 一時婚のように時間制限を設けるべきだとは述べていない。そして彼らは、後見人がいなくても許容されるとは述べていない。なぜなら後見人のいない婚姻は無効だからである。そして、彼らは婚姻契約が証人なしで、または周知されずになされるべきだとも述べていない¹⁰。

第三に、ミスヤール婚に関するウラマーの見解は以下の通りである。

1) シャイフ・イブン・バーズは、ミスヤール婚について以下のように答えた。: にも問題はない。その婚姻契約がイスラーム法に基づくすべての条件を満た

⁹ 四人のウラマーは、いずれもサウジアラビアの著名なウラマーであり、イブン・バーズとアール・シャイフはグラント・ムフティーである。イブン・バーズについては森 2008参照。アール・シャイフは、ムハンマド・イブン・アブドゥル・ワッハーブの子孫シャイフ家のウラマーである。

¹⁰ ミスヤール婚も一般の結婚と同様に、終生婚であり、後見人と二人の証人がおり、周知される婚姻であるが、女性の扶養される権利などが放棄されている点が異なるのである。

しているならば。つまり後見人が出席し、両方の側が同意し、二人の公正な証人が出席し、両方の側に婚姻障害がない、という条件である。もし両者が、妻が彼女の家に留まることや、夫が夜ではなく昼、もしくは特定の昼間、もしくは特定の夜間に妻と過ごすことに同意しているならば、そこになにも問題は無い。結婚が周知され、秘密にされない限り。

2) シャイフ・アブドゥル・アズィーズ・アール・シャイフは、ミスヤール婚について以下のように答えた。: 婚姻の条件は、両者が結び付けられ、同意し、後見人と二人の証人が出席していることである。もしこの条件が揃い、結婚が周知され、隠すことに同意せず、披露宴を行うならば、この結婚は合法である。

3) シャイフ・アル=アルバーニーは、ミスヤール婚について尋ねられると、それを以下の二つの理由によって禁止した。1) 結婚の目的は休息である。「またかれがあなたが自身から、あなたがたのために配偶を創られたのは、かれの印の一つである。あなたがたはかの女らによって安らぎを得るよう(取り計らわれ)、あなたがたの間に愛と情けの念を植え付けられる。本当にその中には、考え深い者への印がある(コーラン30章21節)¹¹」と神が言われたように。しかし、この種の結婚ではそれは達成されない。2) 夫は妻と子どもをもうけるように命じられている。しかし夫が妻から離れており、妻のところにもつたに来ないならば、子育てに悪影響を及ぼすだろう。

4) シャイフ・イブン・ウサイミーンは、許される(jawāz)と述べていたが取り消した。なぜなら、悪意を持った人たちに利用されると、悪影響を与えるからである。

最後に、我々が考えていることは以下の通りである。: ミスヤール婚は、条件を満たせば合法的な婚姻である。つまり、申出と受諾、後見人と証人の出席、婚姻の周知があれば、それは合法的な婚姻契約である。そしてそれは、この種の結婚を求める状況にある男女にとってはよいことである。しかし、宗教的な責任感の弱い者たちに利用されてしまうことがある。そのため、これは一般的に

¹¹ コーランの和訳は、日本ムスリム協会訳を参照した。

適用されるべきではなく、むしろそれぞれのカップルの状況を精査すべきである。そしてもしこの種の結婚が彼らにとってよければ、それを許し、そうでなければそれを禁止すべきである。そうすれば、単なる快樂のための結婚を防ぐことができる。

以上のファトワーから、ミスヤール婚はイスラーム法の婚姻契約の条件（後見人や二人の証人など）を満たしているため合法であるが、ウラマーの間でも賛否両論があることが分かる。妻と夫が離れて暮らさざるを得ない正当な理由があれば、ミスヤール婚は双方にとってメリットがある便利な婚姻形態といえよう。おそらくこのケースのミスヤール婚については、多くのウラマーが許可していると思われる。しかしミスヤール婚を単なる快樂のために利用する場合については、許されないとするウラマーもいる。今後はミスヤール婚を行う理由を精査した上で、許されないとする個別のファトワーが多くなっていくのではないだろうか。

第二節 現代におけるミスヤール婚の事例

次に、ミスヤール婚に関するムスリムたちの見解や、実際にミスヤール婚を行っている人々に関するネットニュース（2009.6.29付け）を紹介したい¹²。

サウジアラビアのテレビ番組、チャンネル1での視聴者からの質問に対し、「イスラームでは一時婚¹³は禁止されている」とサウジアラビアのグランド・ムフティーであるシャイフ・アブドゥル・アズィーズ・アール・シャイフは答えた。

ミスヤール婚とは、普通の結婚のように法的な要件がすべて満たされるものであるが、夫婦は同じ家に一緒に住む必要はなく、女性は金銭的な援助といった権利を放棄する。番組でムフティーがミスヤール婚を禁止したと表示が出たので誤解されたのだが、彼は「一時的なミスヤール婚」のことを議論していたのである。（現地妻のように）夫が外国に滞在している間、帰国するときに妻と離婚する意図を持っているような結婚である。

¹² <http://www.arabnews.com/node/325590#>

¹³ シーア派の一時婚ではなく、スンナ派の「一時的なミスヤール婚」を指す。

その番組でシャイフは、一時婚は快樂のためだけに行われるもので、イスラームでは禁止されていると言って非難していた。結婚の目的は、家庭をつくることであり、一時婚ではこのようなことにならない。そして、このような結婚から生まれた子どもの将来は不安定になる。シャイフは言う。「私の答えは、離婚の意図を持った一時婚に関するものです。」夫が妻たちの面倒を見る必要を強調する一方、シャイフは、結婚を構成する法的条件が満たされている限り、ミスヤール婚を禁止してはいない。しかし彼は、そのような結婚は、健全な結婚生活を望む女性には適さないと感じると付け加えた。

一方、すべてのタイプの非伝統的な結婚を社会の破滅とみなす人々は、グラント・ムフティーは不適切なミスヤール婚をついに認めたと主張し、子どもの将来も厳しいものになると主張する。36歳の銀行員のミスフェルは、結婚に関して、ミスヤール婚や新しく導入された類似の結婚を禁止することが、若者が宗教規範に留まることを保証する唯一の方法だと言う。彼は言う。「新しいタイプの結婚は、若者に責任を逃れる簡単な方法を与え、奇妙な関係を合法化しています。イスラーム学者でさえ、それを正当化することは正しくはないでしょう。」

一方ミスヤール婚は、シャリーア（イスラーム法）の要件を満たしている限り害はないと言う人もいる。42歳の病院職員のマラムは、離婚して二人の子供がいる。マラムは子ども、母親、妹と一緒に住み、彼らを養う責任がある。彼女は言う。「どの男性も、私とともに責任を共有することを受け入れてくれないでしょう。私も、終生婚によってフルタイムの責任を負って、責任が増加することは望んでいません。」彼女がミスヤール婚に同意したのは、平日は夫と会い、週末は子どもと母親、妹のために空けておきたいという特殊な状況のためである。

5歳の子どもの母親で、教師のヌジュードは、ミスヤール婚にはなにも悪いことはないと言う。彼女は28歳で、トラブルに見舞われた6年間の結婚生活の後に離婚した。「世間が眉をひそめるように、私は家族にミスヤール婚を認めてほしいとは期待していません。しかしそれは、私のような状況の女性には、とても便利なタイプの結婚です。」彼女の夫は、子どもを彼女に託して再婚した。「終生婚は、私にとって、仕事と娘に加えて責任が増すことを意味します。そのよ

うな結婚は、子どものネグレクトという結果になりそうです。」

専門家たちは、新しいタイプの結婚（ミスヤール婚）の増加について、いくつかの理由を述べている。（終生婚のために男性が用意する）婚資と生活費の高騰、（それに伴い終生婚が減るため）未婚女性の増加、離婚の増加、家族を養う責任を負う男性の能力の欠如、一夫多妻の関係の一部であることを女性が望むこと、働く女性はフルタイムで家族に関わることが困難なこと、男性の仕事の不安定さなどが理由とされている。

まずこのニュースでは、サウジアラビアのウラマー、アール・シャイフの見解が述べられている。先に述べたファトワーでは、アール・シャイフは、婚姻契約の条件が揃っていればミスヤール婚を無条件に認めているようだったが、このテレビのインタビューでは、単なる快楽を得るためのミスヤール婚では離婚する可能性が高く、実質的には期限をもうけた一時婚になってしまう点を批判し、そのようなミスヤール婚は許されないとしている。また人々の間でも、ミスヤール婚のよい面と悪い面、それぞれどちらを強調するか、また自分の立場がどのような立場であるかによって、ミスヤール婚への考え方も異なっていることが読み取れた。

第三節 ウルフィー婚

続いてミスヤール婚とは若干異なるスンナ派の特殊な婚姻形態であるウルフィー婚について、嶺崎2003を参照しながら概観したい。ウルフィー婚はエジプト民法とシャリーアの規定のずれを利用した、民法上は無効だがシャリーアの規定上は合法的な婚姻である。ウルフィーとは「私的な」「慣習的な」を意味する。エジプト民法は基本的にはシャリーアに依拠しているが届出婚制度を取っており、婚姻登録を行わないウルフィー婚は、民法上は無効である。婚姻の事実は家族にも伏せられ、婚姻は秘密裏に行われる。同居は通常行わない。ウルフィー婚は都市の大学生の間で盛んである（嶺崎2003, 76-77）。

ウルフィー婚はハナフィー派のシャリーア解釈に基づく婚姻で、ハナフィー派が定める婚姻要件、すなわち1) ムスリムの証人の立会い、2) 婚資をすべて満たしている（嶺崎2003, 76）。ただしハナフィー派以外の学派は、婚姻必要要件を1) 二人のムスリムの証人の立会い、2) 女性の後見人の関与、3) 婚

資であると定めている。ハナフィー派は、成年に達しており責任能力のある女性は、後見人によらず自らの婚姻契約を結ぶことができるとする。四法学派の説はすべてシャリーア解釈上合法となるという合意が学派間にあるため、ハナフィー派の説はシャリーア解釈として正当である。しかしハナフィー派以外の学派は後見人の同意のない婚姻を認めていない。ハナフィー派も、後見人を立てて婚姻契約を行うよう強く推奨している（嶺崎 2003, 注16, 17, 18）。

このように、ウルフィー婚は「後見人が必ずしも必要ではない」とするハナフィー派の説に基づいている点が、ミスヤール婚とは異なっているといえよう。ミスヤール婚では後見人は必要である。またどちらも次に述べるシーア派の一時婚のように、婚姻の期間を定めることはなく、終生婚が前提となっている。しかしながら実際は、後述するように大学生のお試し婚のようなケースもあるため一時婚の性格が強く、結婚を継続する強い意思があるかどうかは、あいまいであるといえよう。

ウルフィー婚に関するウラマーのファトワーをみてみよう。ウルフィー婚をしたが離婚し、その後ほかの男性から求婚されている女性が、ウルフィー婚は正式な結婚なのかどうかという質問に対する回答は以下のようにになっている。「ウルフィー婚は無効である。結婚には必ず後見人の許可が必要である。後見人とは親または男兄弟、おじなどある。また結婚には将来にわたって継続させる意思が必須であり、これがない結婚はムトア婚と変わらない。ムトア婚はシャリーアで禁じられている。ハナフィー派は後見人の許可なしでの結婚を合法としているが、将来にわたって継続させる意思のない結婚を合法とはしていないので、ウルフィー婚はハナフィー派でも違法である（嶺崎 2003, 77）。」

ウルフィー婚がハナフィー派のシャリーア解釈上、正当な婚姻であることに異議を唱えるウラマーはいない。しかし実体法のレベルではなく、法運用のレベルでは、婚姻を継続する意思や婚姻の社会的承認等、社会規範が定める婚姻要件が揃っていないことを理由に、ウルフィー婚はシャリーアに照らしても非合法であるとの解釈を採るウラマーが多い。ウルフィー婚は、エジプト民法上は無効であり、かつ社会が定めるジェンダー規範を逸脱している。しかしながら、シャリーア解釈上は合法である。この問題に気付いたウラマーたちは、ウルフィー婚の実体法としての合法性を覆すことなく、社会秩序を乱し、社会

規範に背くことを理由として、法運用において非合法化することで問題に対処している（嶺崎 2003, 77-78）。

このように多くのウラマーは、ハナフィー派の解釈に基づけばウルフィー婚は後見人がいない点については合法であっても、やはり結婚を継続させる意思がないので、ハナフィー派においても違法だとしている。ウルフィー婚によって婚姻外の姦通を避けることはできても、結局、社会的承認を得られた結婚ではないため、世間の批判を逃れることはできないようである。

続いて Islam Question and Answer におけるウルフィー婚に関する質疑応答「一時婚とウルフィー婚」をみてみよう。三年後に正式に結婚するまで、ウルフィー婚もしくは一時婚をしたいという男性に対する回答は以下の通りである¹⁴。

まず期限を区切り、双方が婚資に同意し、期限が来たら婚姻をやめる婚姻形態である一時婚はハラーム（非合法、禁忌）な婚姻契約であり、合法ではない。これはすでに他の回答で議論されている。ウルフィー婚に関していうと、そこには二つのタイプがある。

1) 女性が後見人の同意なしに、秘密裏に結婚した場合、これはハラームな婚姻契約であり、合法ではない。なぜなら後見人の同意は、合法的な婚姻契約の条件のひとつだからである。

2) 女性と後見人が同意しているが、結婚の周知がないか、または役所への登録がないが、証人はいる結婚の場合、これは必要条件を満たしているので合法である。しかし、それは結婚を周知するというイスラームの要請に反している¹⁵。……これは「合法と非合法の違いは、結婚のときにタンバリンをたたき、声を上げることである」という預言者ムハンマドのハディースによって補強される。

まず1)の「後見人の同意のない結婚」は非合法とされている。一方、2)では「女性と後見人が同意しているが、結婚の周知がない結婚」と、「役所への

¹⁴ <https://islamqa.info/ar/45663>（アラビア語） <https://islamqa.info/en/45663>（英語）

¹⁵ このファトワーでは、結婚の周知を合法的な結婚の条件とするイブン・タイミーヤ、イブン・カイム・アル=ジャウズィーヤなどのウラマーの文言が述べられている。

登録がないが、証人はいる結婚（後見人はいない）」が合法とされている。2)のうち「役所への登録がないが、証人はいる結婚」のケースが、後見人のいないケースであり、先の嶺崎2003で説明されていたウルフイー婚に相当するのだろう。このファトワの回答者は、ファトワの後半で結婚を周知すべきだという見解を述べており、たとえ後見人がいても結婚の周知がない結婚には批判的なようである。

さらにIslam Onlineに掲載されていた「イマーム（モスクの説教師）や後見人のいない結婚」の質疑応答をみてみよう¹⁶。テキサスのサウス・ブレインズ・イスラーム・センター長のシャイフ・ムハンマド アル＝モフタル アル＝シンキーティー（Sheikh Mohamed el-Moctar el-Shinqiti）の回答は、以下の通りである。「これは受け入れられない。イスラームの婚姻契約で重要な条件は、証人による証言と公への周知である。これは夫婦の将来を保証し、また人々が子どもの父親が分かるようにするからである。婚姻契約の方法として、シャイフやイマームは必ずしも必要ではないが、後見人については、ハナフィー派を除くすべてのウラマーが必要だとしている。とくに女性が若かったり、初婚の場合、彼女の後見人の同意は非常に重要である。」

またエジプトのファトワ庁（Dār al-Iftā'）のグランド・ムフティー（最高イスラーム法官、在任2003-2013）を務めたウラマー、アリー・ゴムア（‘Alī Gom‘ah, 1952～）は、「既婚男性が、親しくなったほかの女性と秘密裏に結婚することはできますか？」という質問に対し、「秘密裏の結婚は合法であるが、結婚は公にすべきことであり、そのような関係からは身を引くべきである」と回答している¹⁷。

このようにハナフィー派が広まっているエジプトでは、ウルフイー婚は合法とされている。ただし、たとえウルフイー婚がイスラーム法的には合法でも、後見人もなく、役所にも無届の結婚であり、公的、社会的には認められにくい形態であるといえよう。そのため、そのような結婚を避けて、結婚を公にする

¹⁶ <http://archive.islamonline.net/?p=1424> (marriage without imam or wali)

¹⁷ <https://www.youtube.com/watch?v=pfR374rF3-Q> 「無届のウルフイー婚は合法なのか？」 Is ‘Urfi (unregistered) marriage lawful? Dār al-Iftā' in Egypt

ことが望ましいとされている。この節で引用したファトワーはウルフィー婚の是非に関する回答であるため、実際にウルフィー婚をしている人からの質疑応答について検討することが今後の課題である。

第三章 シーア派の一時婚（ムトア婚）

第一節 一時婚

シーア派法学において認められている一時婚とは、婚姻期間と婚資（*ajr, mahr*）を条件とする婚姻契約である。一時婚は、イスラーム初期には慣行となっていたが、スンナ派は預言者ムハンマドが禁止したとする。しかしシーア派はその合法性を主張する。この制度は、姦通と私生児出産阻止のための制度だといえる。待婚期間を無視する者は、姦通罪に問われる（村田 2002）。

一時婚の法学的な規定は以下の通りである。1) 一時婚の契約では、すべての契約と同様に申出と承諾が行われる。また婚姻期間と婚資を定めなくてはならない。婚姻期間は、一日、数か月、数年などの期間が可能である¹⁸。一時婚には証人は必要なく、裁判官も不要である。2) 一時婚を結ぶ相手の女性は独身でなければならず、シーア派であることが望ましい¹⁹。不信仰者との一時婚は非合法である。後見人は必要ないが、女性が処女の場合は父親の同意が必要という法学者もいる。すでに四人の妻を持っていても、旅行中のときなどに一時婚をすることができる。3) 一時婚は合意した期間がきたら終了する。延長することはできず、新しい一時婚の契約を結ぶ必要がある。4) 男性は、女性に食糧や家を与える必要はない。またお互いの財産を相続することはできないが、契約によっては可能とする法学者もいる。子どもができれば、父親に属する（Heffening n.d.）。

¹⁸ 一時婚では、2時間や99年間など、期間を明確にする（Haeri 2014, 52）。なお終生婚と一時婚の比較表については、Haeri 2014, 60参照。

¹⁹ 異教徒との一時婚について、男性ムスリムにとって一時婚が許される異教徒の女性は、啓典の民、つまりキリスト教徒とユダヤ教徒、そしてまれにゾロアスター教徒である（Haeri 2014, 36, 52）。なお、シーア派の男性はスンナ派のムスリム女性と一時婚をすることも可能である。

一時婚の解消は離婚宣言によるのではなく期限によるが、男性が終わらせたければ終わらせることができる (Haeri 2014, 56)。待婚期間は2回の月経であり、45日とされる。一時婚を更新することも可能であり、その場合待婚期間を待つ必要はない。一時婚では夫婦の権利と義務は最低限であり、男性は女性の性的使用権を獲得し、女性は報酬を受け取り、それ以外の経済的支援を受けることはできない。男性は女性の使用権を持つだけで所有権は持たないので、女性は完全に支配されるわけではない (Haeri 2014, 57-59)。

また性的関係を持たない夫婦を通じて、周りの血縁者が親戚関係になれるといった社会的な利便性のための一時婚や、旅行中の空間と出費をシェアするための一時婚など性交渉を伴わない一時婚もあるという (Haeri 2014, 89-93)²⁰。

シーア派の一時婚は、1) 後見人が不要である点が、ウルフイー婚と同じである。(ミスヤール婚は後見人が必要。) 2) 婚姻期間を決める点が、ミスヤール婚およびウルフイー婚と大きく異なっている。一時婚は、離婚を前提としている点が、スンナ派から批判されることになるのである。しかしどのタイプの結婚であっても、男性側の婚資の支払いは必要であり、また女性が扶養してもらう権利や一緒に過ごす権利を放棄する点が共通している。よってこれらはすべて女性にとって不利な結婚であるが、それでもこれらの結婚を利用する女性もおり、性的関係を持たない場合も含め、さまざまなケースがみられるのである。さらに近年では、イギリスの大学生などの間でお試し婚が行われているという。現代の一時婚の具体的事例について、次節でみていきたい。

第二節 現代における一時婚の事例

本節では、ネットに掲載された一時婚のニュースを紹介したい。イギリスのお試し婚としての一時婚と、イラクにおける生活のための一時婚の二つの事例である。

²⁰ 生殖補助医療における一時婚も、性的関係を持たずに配偶子を得る手段として性的関係を持たない一時婚に挙げられよう。詳しくは、青柳2016参照。生殖補助医療の問題については、さらに稿を改めて論じたい。もちろん不妊の妻を持つ夫がほかの女性と一時婚を行い、子どもをもうける場合もある。Haeriは、夫が秘密裏に子どもをもうけて亡くなり、夫の死後、その女性と子どもに財産を取られてしまった妻の例を挙げている (Haeri 2014, 87)。

²¹ <http://www.ummah.com/forum/showthread.php?364249-UK-Shiite-Muslims-Revive-Mut%92ah-Marriages>

「イギリスのシーア派ムスリムに一時婚が復活している」(2013.5.13付け)²¹

イギリスのシーア派ムスリムが、宗教的信条と西洋の現代的ライフスタイルとのバランスをとって、隠れた売春としてスンナ派の法学者に拒否されている一時婚に回帰している。

BBCによると、30歳のサラは語っている。:「私たちは、シャリーアを破ることなく会うことが許されています。結婚する前に、私たちはデートしたり、夕食や買い物に行き、お互いを知りたいのです。サラは、西洋のライフスタイルに合わせるために一時婚を利用している多くの若者の一人である。彼女は、終生婚の前に、パートナーと6か月の一時婚をしている。「これは基本的に契約です。未婚の女性は、父親の許可なく条件を明記することができます。」「私たちは、婚姻の期間、私の父親の条件、婚資について明文化します。」

数時間、数日、数か月、数年、一時婚はイギリスのシーア派学生の間で人気である。ブラッドフォード大学イスラーム協会会長のオマル・ファルークは言う。「学生たちが以前より事情通になっているため、一時婚は流行しています。学生たちはイスラームの視点から彼らの諸問題を解決しようとしています。ほかにどうすればいいのでしょうか。彼らは恋人を持つことをあきらめなければならなくなります。多くの人々はそれを語りません。それはまだタブーだからです。」

しかしスンナ派学者は、この実践はハラーム（非合法）であるとし、隠れた売春だと非難する。イギリスのイスラーム・シャリーア協議会のスンナ派ムスリム、ホラ・ハサンは言う。:「私は、スンナ派学者で一時婚をハラール（合法）だと言う人に会ったことはありません。」彼女は、それは時間を決めていることから売春と同じだと言う。「一時婚と売春に違いはありません。結婚の期間が決まっていること、婚資を男性が女性に払うことは、売春婦に代金を払うのと同じです。」

一方、これを宗教的に合法化された性交渉とみるムスリムもいる。オマル・アリー・グラントは13回の一時婚をしたことがあるが、一時婚は婚前交渉として利用したことを認めている。「性交渉はハラームではありません。イスラームでは、性交渉は否定的な意味はなく、不潔なものでもありません。イスラームが言っているのは、責任のある大人たちの同意のもとで性交渉が行われるべきだということです。」

イギリスは、270万人近くのかなり大きなムスリム・マイノリティーの拠点である。社会が強固なものとなり道徳が保たれることは、男女の合法的結合に依拠しているために、イスラームにおいて結婚は重要である。よって預言者の教友たちの多くは、一時婚は絶対的にハラームと考えている。

「南イラクで一時婚が流行」(2009.6.12付け)²²

ナジャフに住む三人の子どもの母親であるサミラ・アブドゥッラー・シェヒムは、元夫の友人の信じられない言葉を聞いて耳を疑った。「彼は私に一片の金と数か月の収入と交換に、一時婚を申し出たのです。」南部の都市ナジャフの32歳の寡婦は以下のように語った。「彼は言いました。これは楽しみのための結婚で、彼の好きな時にいつでもやめることができます。」

ムトア婚として知られる一時婚は、数時間から数か月、もしくは一年などの幅がある。女性が得られる代金は一か月100ドルから1000ドルである。さらに金の贈り物やそれに相当するお金を初日に受け取る。スンナ派学者は、そのような関係は禁止であり、結婚は期間を決めてはいけないと言う。一方シーア派は、ムトア婚は許可されると考える。

子どもに食事を与えるために仕事を探していたシェヒムは、以下のように言う。「私はとても不快でした。とてもショックで、彼に出て行くと叫びました。」しかし数週間後、シェヒムは元夫の友人に電話していた。「私は自分の行動をお詫びし、彼の申出を受け入れたのです。」

一時婚はイラクの、主に南部のシーア派地域で流行している。とくに、カルバラー、ナジャフ、ムサンナー、バスラである。公式な数字はないが、地方の機関は南部では毎日200件の一時婚が生じていると見積もっている。シーア派法学者のアブドゥル・ラヒーム・ハサン・ハラフは、「普段、私は一日三つの一時婚を締結させている」と述べた。ムトア婚はサダム・フセインのもとで廃止され、罰金が科されるか投獄された。しかし2003年のイラク戦争の後、シーア派政府のもとでこの現象が流行になったのである。

シェヒムは、申出を受け入れたことによって火に飛び込んだことに気づかな

²² <http://www.wlum1.org/node/5743>

かった。彼女の状況を利用して、男性は最初に申し出た金額の半分しか払わなかった。彼女が妊娠すると、状況はさらに悪くなった。彼は彼女に中絶を強要し、合意を破り、彼女を援助なしに一人にして、彼女は近所から売春婦の烙印を押されてしまった。

人権活動家は、助けのない貧しい女性はいつもそのような関係の中で味方を失うと言う。バスラの女性活動家、ラナ・ハリド・ムサウィは言う。「一時婚を受け入れる女性は、二つのグループに分けられます。一つは寡婦で、子どもを養うために自暴自棄な結婚をします。これが多数派です。もう一つは、より楽に生活したい女性たちです。」ムサウィは「シェヒムのような女性は、イラクの法律ではなんの保護も受けられません」と不満を述べる。「多くの人々によって誤解された宗教の保護のもとで、彼女たちは性の対象として利用されています。」一時婚を締結させているバスラのシーア派学者のハラフでさえ、うんざりしている。「過去数か月、一週間もしくは数日で、一時婚の夫が去ってしまい、女性たちが私のところに戻ってくるのではないかと心配しています。」

バグダードのスナ派学者のマフムード・ラビアは、イスラームにおける結婚の道徳的価値を破壊する一時婚を、合法的売春のカモフラージュであるとして非難している。「彼らはそれをただ一つの目的、つまり性的快楽のためだけにやっています。そしてこれはムスリム社会では受け入れられないのです。」

以上に述べたイギリスの事例は、若者が終生婚の前に、お試し婚として行っている一時婚である。もちろん真剣なお試し婚の場合もあるだろうが、単なる婚前交渉になっている場合もあり、賛否両論があるようである。イラクの事例は、女性が生活苦から逃れるための一時婚である。しかし女性は男性にきちんと婚資を支払ってもらえなかったり、妊娠すると捨てられるなど不利な状況に置かれることも多いようである。

結論

本稿では、イスラームの婚姻制度について幅広く考察してきた。イスラーム法で合法とされる婚姻契約には後見人、二人の証人、婚資が必要である。しかしスナ派のミスヤール婚では、妻が夫によって扶養される権利や夫と同居す

る権利を放棄することが認められている。スンナ派のウルフイー婚では、後見人が必要とされず、秘密裏に結婚することが可能である。どちらのケースも、女性が不利ではあるが、女性のほうが同居しない結婚形態を望む場合もあり、さまざまな動機から行われている。

またシーア派の一時婚は、前もって婚姻期間を定めるという点がスンナ派の二つの婚姻制度とは大きく異なっている。一時婚は生活苦の女性が行うケース以外にも、若者のお試し婚や、第三者の配偶子を得るための生殖補助医療、さらに結婚しているメリットを享受するだけの性的関係を持たないものまで、幅広い目的で行われているのである。

* 本稿は、平成二七～二八年度科学研究費補助金（基盤研究(C)課題番号15K02056）、平成二八年度科学研究費補助金（基盤研究(B)課題番号16H03538）による研究成果の一部である。

参考文献

- Doe, Stephanie 2008. "Misyar Marriage as Human Trafficking in Saudi Arabia," *Global Tides*: Vol. 2, Article 1.
<http://digitalcommons.pepperdine.edu/globaltides/vol2/iss1/1>
- al-Ghazālī, Abū Ḥāmid *Iḥyā' 'Ulūm al-Dīn*, ed. by Abū Ḥafṣ, 5 vols., Cairo: Dār al-Ḥadīth, 1992. (Iḥyā' と略記)
- Haeri, Shahra 1989. *Law of Desire: Temporary Marriage in Shi'i Iran*, Syracuse, Syracuse University Press.
- Heffening, W. n.d. "Mut'a," *The Encyclopaedia of Islam*, 2nd ed. Version, CD-ROM.
- Murata, Sachiko 1987. *Temporary Marriage (Mut'a) in Islamic Law*, London: The Muhammadi Trust of Great Britain and Northern Ireland.
- 青柳かおる2003. 『現代に生きるイスラームの婚姻論——ガザリーの「婚姻作法の書」訳注・解説』 *Studia Culturae Islamicae* no. 32, 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所.
- 青柳かおる 2014. 『ガザリー——古典スンナ派思想の完成者』世界史リブレット

人, 山川出版社.

- 青柳かおる 2015. 「生殖補助医療に関するスンナ派イスラームの生命倫理」『比較宗教思想研究』第15輯, 19-41頁.
- 青柳かおる 2016. 「イスラームにおける生殖補助医療 —— シーア派を中心に」塩尻和子編『変革期イスラーム社会の宗教と紛争』明石書店, 188-209頁.
- 辻上奈美江 2014. 「サウディアラビアにおける社会の紐帯と個の遊離 —— 結婚, ミスヤール, そしてシングル」椎野若菜編『境界を生きるシングルたち —— シングルの人類学1』人文書, 127-144頁.
- 遠峰四郎 1963. 「イランにおける一時的婚姻」『オリエント』第6号第3巻, 37-43頁.
- 嶺崎寛子 2003. 「現代エジプトのファトワーにみるジェンダー意識と法文化 —— 婚姻と姦通を中心に」『国立女性教育会館研究紀要』7, 69-81頁.
<http://www.nwec.jp/jp/data/journal706.pdf>
- 村田さち子 2002. 「ムトア婚」大塚和夫ほか編『岩波イスラーム辞典』岩波書店976-977頁.
- 森伸生 2008. 「サウジアラビア最高法官ビン・バズ師の果たした役割」『シャリーア研究』5, 45-53頁.
- 柳橋博之 2001. 『イスラーム家族法 —— 婚姻・親子・親族』創文社.